

「町田市立中学校自転車通学に関する基準」の策定について（概要版）

◆基準策定の背景・目的

背景 ・市教育委員会では、2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画（2025年4月一部修正）」を策定し、新たな学校づくりを推進してきましたが、学校統合の検討を進めていくなかで、自宅から学校までの通学距離が2 km以上あり、かつ、公共交通機関の利用が困難なことが想定される地域が生じることが明らかになりました。 ・これまで市立中学校への通学は、徒歩または公共交通機関を利用することとしており、自転車通学は原則として認められていませんでしたが、新たな学校づくりの推進に伴う通学区域の見直しにより、通学距離・時間が長くなることに対する保護者や地域等からの要望を受けて、通学の負担軽減策の一つとして市立中学校に通う生徒の自転車通学の検討を行うこととしました。
目的 本基準は、市立中学校で自転車通学を開始するための統一的な対象者要件や許可要件、安全確保に向けた取組やルール作り等に関する基準・考え方を示します。

◆自転車通学開始に向けた安全対策・安全指導

道路の安全対策の考え方 ・学校は、生徒にどのように自転車で通学してもらうか、事前に通行推奨ルート进行想定する必要があります。また、保護者や地域からの情報を参考にして、必要に応じてルート上で安全対策が必要な箇所を選定します。 ・教育委員会は、選定された箇所について、自転車通学の開始までに関係部署・機関と連携し、安全対策を検討、実施します。検討した結果、安全対策が難しい場合、学校は、該当箇所を非推奨ルートとして設定し、生徒へ注意喚起を行います。 ・自転車通学の開始後は、小学校を対象とした既存の通学路安全点検のスキームを活用し、中学校の自転車通学の影響を加味した点検も行い、通行推奨ルートで新たに安全対策が必要な場合は、学校や関係機関・部署と連携して対策の検討・実施に取り組みます。また、学校のルールについても開始後の状況変化に応じて、必要な見直しを行います。

生徒への安全指導の考え方 ・自転車での事故を防ぐためには、生徒に自転車の基本的な交通ルールを認知させていく必要があります。 ・生徒に自転車の基本的な交通ルール等を認知させる仕組みとして、学校が実施する自転車の安全利用に関する指導として以下のような一例を基準内で示しています。	（例） ・学校が毎月実施する安全指導の時間を活用し、自転車通学の生徒が否かを問わず自転車の安全利用の内容を含む交通安全に関する指導を年に1回以上実施 ・生徒に配布しているクロームブックを利用して、「輪トレ」等自転車安全学習アプリやその他交通安全教育教材を活用した安全教育の実施 ・スクアード・ストレイト方式による自転車教室や警察等外部専門家の協力による交通安全教室の実施
---	---

◆自転車通学対象生徒・許可要件

（１）対象となる生徒 自転車通学の対象となる生徒の要件を事前に明示し、対象者を限定する必要があります。よって対象となる生徒は以下のA）～D）の条件すべて、かつ（２）（３）の要件を満たす者とします。
A)指定校もしくは教育委員会が定めた特認校に通学していること B)自宅から学校まで徒歩での通学距離が2．0 km以上あること C)自宅から学校まで徒歩での通学時間が概ね3 0 分を超える地域に居住していること D)通学のために利用可能な公共交通機関（路線バス、電車）がないこと、または通学のために利用可能な公共交通機関を利用してもなお、通学時間が概ね3 0 分を超えていること
（２）許可要件 自転車通学の許可要件を以下のとおり定めます。また、学校ごとに通学区域の道路や交通環境が異なることから、そのほか学校が必要と認める要件がある場合はこれに加えることができます。
(ア)自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に参加していること (イ)自転車の防犯登録を受けていること (ウ)ヘルメット（警視庁推奨・安全性を示すマークの付いたヘルメット）を着用して乗車すること (エ)自転車に学校から交付された「自転車通学許可シール」を貼ること (オ)交通規則を厳守すること (カ)歩道と車道の区別のあるところは原則車道を走行すること (キ)自転車を家庭で点検整備すること

（３）任意要件 学校の実情に合わせて任意の要件を設定することができます。例えば以下の要件を加えることも考えられます。
(ク) 対物賠償付きの自転車損害賠償保険等に参加していること (ケ) 自転車に反射器材に加えて反射シールを貼り付けること (コ) 自転車を定期的に点検整備していることを報告すること

◆自転車通学許可取消

許可取消の考え方 ・自転車通学の許可を受けた生徒が通学区域外に転居または転出した場合は許可を取り消します。 ・信号無視等の法令違反や危険行為、私有地等への無断駐輪等といった不適切な自転車利用が確認できた場合、学校は生徒に対して指導警告を行い、許可停止の猶予期間を設けて生徒及び保護者に改善を促します。猶予期間内に指導警告した事由が改善されたと判断できた場合は処分を取り消します。 ・猶予期間を過ぎても改善が見られない場合は、生徒及び保護者と面談し、改善の見込がないと判断できた場合は指導の上、自転車通学許可の停止（取消）を行います。

◆自転車通学時の事故対応

事故対応の考え方 ・生徒は、自転車通学時に事故に遭った場合、人身事故・物損事故を問わず、その場で解決しようとせずに必ず保護者、警察、学校へ連絡します。また、事故により相手にけがをさせた場合は、安全な場所に移動させ、応急手当を行います。 ・学校は、事故の報告を受けたら徒歩通学の場合と同様に、事故の状況を教育委員会に報告します。事故発生時の行動例を提示します。
